平成２７年（フ）第２５６号
大阪府阪南市舞３丁目３番７号、前住所大阪府阪南市貝掛1221番地の１
債務者　毎日新聞浅香山販売所こと　細原　誠司
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
福岡県直方市古町４番25号
債務者　椛田食料品店こと　椛田　政子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１４１号
宮崎市大塚町竹下520番地８　もみじヶ丘ホーム、前住所宮崎市大工２丁目130番地ハイムコスモス103号
債務者　東坂　利治
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒原　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１２号
三重県四日市市富士町11番12号
債務者　森川　隆司
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２３号
函館市港町１丁目33番20－Ｂ１号　ハイツシーサイド２号館
債務者　松本　礼治
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１３７号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目２番５－201号　グランディスリーオⅢ201号室
債務者　須藤　理恵
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４１号
函館市港町３丁目４番15号　ハイツユイ103号
債務者　工藤　　浩
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４４号
北海道茅部郡森町字森川町278番地64
債務者　内山　明義
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４７号
函館市花園町22番26－312号　メゾンパティオ
債務者　藤尾　博光
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
愛知県豊田市西中山町猿田15番地12　ＭＡＬＡＩＫＡ201号
債務者　水野　千春
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
愛知県刈谷市泉田町法知山99番地
債務者　神谷　　望
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
愛知県みよし市明知町宝栄20番地２
債務者　遠藤あゆみ
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５０５号
大阪市此花区伝法１丁目１番２－1018号
債務者　松田　米茂
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５９号
大阪市平野区喜連西４丁目７番33－408号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町神南５丁目１番18号
債務者　髙木　繁行
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９６号
大阪市西区江戸堀３丁目１番20号　ＬＯＩＳＧＲＡＮＤ靱公園301
債務者　徳山仁美こと　洪　　仁美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４３号
大阪市西成区梅南１丁目４番29号　ラフォーレ梅南３Ｂ
債務者　片山　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７５号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1504号
債務者　中村金太郎
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部